



今月のニュース

まごころ出張講座は、市が市政に関する講座を用意し、市民の皆さんのご要望に応じて市職員が指定の場所に出張し、講座を実施するものです。

開催時間 午前9時～午後8時30分までの間で、1時間30分以内です(祝休日、年末年始を除く)。
開催場所 申し込みをされるかたがご用意ください(市内に限りません)。
申し込み 講座を開催しようとする日の1か月前までに、申込書を秘書課へ提出してください。担当課から開催承諾通知書をお送りします。※市政情報の提供を通じて市民の皆さんと市職員が共に学び合い、信頼関係を深めていくことを目的とした講座です。苦情の申し立てや個別相談の場ではないことをご理解ください。
 ※講座の詳しい内容については、担当課へお問い合わせください。

講座名	担当課
深谷市総合振興計画	企画課
深谷市の財政	財政課
ユニバーサルデザインのまちづくり～ユニバーサルデザインってなあに?～	企画課
悪質商法等の消費生活講座	市民課
深谷市の環境問題	環境課
野外焼却STOP講座	環境課
障害者自立支援法について	障害福祉課
高齢者福祉サービスと介護保険制度	長寿福祉課
マナーアップ講座(交通安全)	自治防災課
深谷の歴史と文化財	生涯学習課
もしものときの災害に備えて	予防課 自治防災課
応急手当講座	警防課
生活習慣病を予防するために	保健センター
深谷市障害者プラン	障害福祉課
後期高齢者医療制度について	保険年金課
防犯のまちづくりについて	自治防災課
認知症について(認知症サポーター養成講座)	長寿福祉課
介護予防教室(65歳以上のかたが対象)	長寿福祉課

市政を学ぶ『まごころ出張講座』

●問い合わせ 秘書課(☎574-6631)

平成25年度 固定資産税の縦覧・閲覧

●問い合わせ 資産税課(☎574-6638)

【縦覧】

自分の土地や家屋の評価額と、市内のほかの土地や家屋の評価額を比較できるよう、土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます。

対象

- ①土地価格等縦覧帳簿＝市内に所在する土地の固定資産税納税者
- ②家屋価格等縦覧帳簿＝市内に所在する家屋の固定資産税納税者
- ③納税者から縦覧を委任され、かつ委任状をお持ちのかた

※法人所有の資産について、従業員のかたなどが縦覧する場合は、代表者(支店長など)も含む()からの委任状が必要です。
とき 4月1日(月)～5月31日(金)

ところ 資産税課

手数料 無料

【閲覧】

自分の資産について記載された固定資産課税台帳の閲覧および課税台帳記載事項の証明書の交付が受けられます。また、借地・借家人のかたな

ども、借地・借家に係る部分に限り、閲覧および証明書の交付が受けられます。

対象

- ①該当資産の納税義務者および納税管理人
- ②納税義務者から閲覧を委任され、かつ委任状をお持ちのかた
- ※法人所有の資産について、従業員のかたなどが閲覧する場合は、代表者(支店長など)も含む()からの委任状が必要です。

③借地・借家人のかたなどは、賃借権などの権利(対価)が支払われるものに限り、有し、権利関係を示す書類などをお持ちのかた
とき 4月1日(月)～
ところ 資産税課(6月3日(月)以降は市民課総合窓口)および総合支所市民生活課

手数料 無料(6月3日(月)以降は有料)

※証明書が必要な場合は有料
 ※縦覧、閲覧のいずれも本人(または委任されたかた)の確認ができる運転免許証などをお持ちください。

転入・転出者のため、市民課を日曜日に臨時開庁

●問い合わせ 財政課(☎574-6632) 市民課(☎574-6640)



転入・転出・転居者を対象として、本庁舎1階の市民課(総合窓口)を日曜日に臨時開庁します。
とき 3月31日(日)、4月7日(日)午前8時30分～午後5時15分
取り扱い手続き 住所異動の届け出と、それに伴う、国民健康保険、後期高齢者医療保険、こども医療費、児童手当などの簡易な申請・手続きを受け付けます。
 ※業務の内容により、一部取り扱えない場合があります。

国民年金からのお知らせ

●問い合わせ 熊谷年金事務所(☎522-5158) 保険年金課(☎574-6641) 岡部市民生活課(☎585-2213) 川本市民生活課(☎583-2783) 花園市民生活課(☎584-1121)

任意加入制度

老齢基礎年金は20～60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ、満額の年金を受け取ることはできません。国民年金の納め忘れなどにより保険料の納付済み期間が40年間に満たない場合は、60～65歳になるまでの間、国民年金に任意加入して満額の年金に近づけることができます。

なお、老齢基礎年金を受給するためには、保険料の納付済み期間や保険料免除期間などが原則として25年以上必要となりますが、この要件を満たしていない場合は、70歳になるまで任意加入することができます(昭和40年4月1日以前に生まれたかたに限る)。
 また、海外に在住する日本国籍のかたも国民年金に任意加入することがあります。
保険料 月額14,980円(平成24年度)

申請時に必要な物 年金手帳・印鑑・預貯金通帳・通帳届出印
 ※65～70歳になるまで加入す

第19回ふかや桜まつり

とき 4月6日(土)午前10時～午後5時、7日(日)午前10時～午後2時30分
ところ 瀧宮神社(JR深谷駅南側)

内容 ダンスパフォーマンス、出店飲食ブース(キッチンカーほか)、桜コン(まちコン)、あべこべ親子ウォークラリー&映画『つまねる』上映、駄菓子屋七ツ梅、甘酒販売、100縁日など、イベントが盛りだくさん。
 また、3月29日(金)～4月7日(日)桜の見ごろ過ぎまては、唐沢川の桜堤をライトアップします。
問い合わせ 市観光協会(☎575-0015)



る場合、これらのほかに戸籍謄本が必要となります。
 ※老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けているかたや、厚生年金・共済組合に加入しているかたは任意加入できません。
日本に住んでいる外国人のかたも国民年金に加入します

外国籍のかたであっても、20歳以上60歳未満で日本国内に住所があるときには、国民年金に加入しなければなりません(厚生年金や共済組合に加入しているかたを除く)。
 加入手続きは住民登録のある市区町村の国民年金担当窓口で行います。

なお、外国人のかたが、国民年金保険料を6か月以上納めて、年金給付を受けずに帰国した場合には、出国後2年以内に請求手続きをすると、保険料を納めた期間に応じて脱退一時金を受け取ることができます。
 詳しくは、熊谷年金事務所へお問い合わせください。